



# 亀山市 空き家情報バンク制度

## 空き家情報バンク制度とは

市内の空き家のうち賃貸又は売却を希望する所有者から、物件の情報提供を求め、市の「**空き家情報バンク**」に登録し、市のHP等を通じて希望者に**情報を提供**するものです。

※この制度は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を禁止するものではありません。

### ●登録できる空き家

- ・個人が居住を目的として市内に建築し、現に居住していない**建物**とその**敷地**

※賃貸・分譲を目的として建築したものは登録できません。

※法令に違反している建物は登録できません。

※既に不動産業者に賃貸・売買を依頼している建物も登録可能です。

※登録は2年間ですが、再登録も可能です。

### ●空き家を登録できる方（「所有者等」といいます。）

- ・空き家に係る所有権等を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる人

※未成年者、成年被後見人又は被保佐人で復権を得ない方（法人を含む。）を除きます。

### ●空き家を購入・賃貸できる方（「利用希望者」といいます。）

- ・空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活し、又は交流することができ、地域自治等に対する理解を深めるとともに地域の活性化に寄与しようとする方で、空き家の購入又は賃借を希望される人

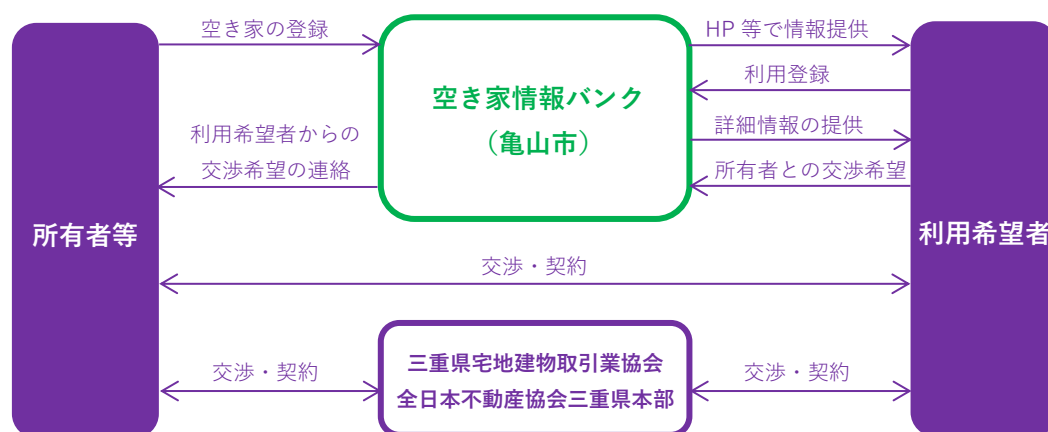
### ●利用の流れ

#### ・所有者等

- 1) 「登録申込書」と「登録カード」を市に提出（持参または郵送）してください。  
※提供可能な詳細情報（写真、図面、登記等）があればそれらの提出もお願いします。
- 2) 内容に問題なければ、空き家情報バンクに登録し、HP等で情報提供を開始します。
- 3) 利用希望者から問い合わせがあった場合は、登録カードの内容と、必要に応じて詳細情報を、市から提供します。
- 4) 利用希望者が、所有者等との交渉（内覧を含む）を希望する場合は、所有者等（代理の不動産会社がいる場合は、所有者等と不動産会社）に、市が連絡します。
- 5) 所有者等の方は、遅滞なく利用希望者と交渉を行い、結果を市に報告してください。
- 6) 利用希望者と所有者等との空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、当事者間で全て行ってください。※市はこれらの契約に関与しません。
- 7) 市は、所有者等が空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約に関して仲介を希望する場合は、「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」又は「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」を紹介します。
- 8) 売却又は賃貸が決定した場合、空き家の所有権等に異動があった場合、登録の取消しを希望する場合は、市に「登録取消届出書」を提出してください。

### ・利用希望者

- 1) 「利用登録申込書」に希望する条件、物件等を記入し、市に提出してください。
- 2) 市は、利用登録者が希望する場合は、登録空き家情報のほか、希望する物件に関する詳細な情報を提供します。
- 3) 所有者等との交渉（内覧を含む）を希望する場合は、「交渉申込書」を市に提出してください。市から所有者等に交渉したい旨の連絡をします。
- 4) 利用希望者と所有者等との空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、当事者間で全て行ってください。**※市はこれらの契約に関与しません。**



### ●農地取得に関する要件の緩和

- ・野登地区、白川地区、関地区、坂下地区、加太地区については、空き家取得時に、付随する農地を取得しようとする場合の農地の下限面積を緩和しています。
- 詳しくは農業委員会事務局（TEL 0595-84-5082）にお問い合わせください。

### 空き家情報バンク活用促進事業補助金

空き家情報バンクに登録された空き家の売買契約又は賃貸借契約に要する仲介手数料の一部を補助します。

### ●補助対象者

- ・空き家情報バンクに登録された空き家であって売買契約又は賃貸借契約が成立したものの所有者等及び成約者
- ※成約者：空き家情報バンク利用登録申込書を提出し、空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等と売買契約又は賃貸借契約を締結し、当該空き家に居住した方
- ※市税の滞納者を除きます。

### ●補助額

- ・仲介手数料の **1/2**（上限 **5万円**）

※仲介手数料：宅地建物取引業法第46条第1項に規定する報酬

お問い合わせ先：亀山市役所 建設部 建築住宅課 住まい推進グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

☎ 0595-84-5038 FAX 0595-82-9669

申請書式はこちら

